

建設工事委託協定の締結について（藤枝総合運動公園サッカー場改修工事）

藤枝総合運動公園サッカー場改修工事について、次のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 藤枝総合運動公園サッカー場改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 2, 0 1 4, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 佐藤 剛 |